

特集

歯科口腔保健をどう進めるか

近年、歯科疾患の有病率の高さと、それによる社会への影響が注目されるようになってきました。歯科疾患は世界で最も多い疾患であり、日本でも、例えば治療が必要なう蝕(むし歯)を有する人は約 4,000 万人も存在します。「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行されて以降、歯科口腔保健の推進のため、さまざまな施策が実施されています。厚生労働省には歯科口腔保健推進室が設置され、口腔保健支援センターを設置する都道府県・市町村も増加しつつあります。

こうした活発な取り組みの機運がある一方で、自治体への歯科医師や歯科衛生士の配置は少なく、全くいない自治体も多く存在します。さまざまな歯科関連事業が存在し、「健康日本 21(第二次)」や地域包括ケアにおいても歯科口腔保健を考慮しなくてはならない中、極めて少数の歯科専門職か、保健師や管理栄養士、事務職員などが膨大な実務を負担している現状があります。また、歯科口腔保健は妊婦から乳幼児、児童・生徒、成人、高齢者まで全てのライフステージに対応する必要がありますが、このこと自体、歯科専門職であっても困難を伴いますし、担当課が分かれているという構造上の難しさもあります。

本特集は、上記のような自治体の現場の状況も踏まえ、歯科口腔保健の重要性の理解を行政内部で広め、どのような事業を実施していくかを、読者である公衆衛生従事者の方々に、今日の業務から活用できるような知識やノウハウをお伝えすることを目的として企画しました。日本全国の歯科口腔保健施策の展開の参考にしていただければ幸いです。

相田 潤(東北大学大学院歯学研究科国際歯科保健学分野准教授)